

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととする。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成23年6月とする。

調査年は平成23年3月末までに終了する直近の2事業年（度）とする。

（参考）第17回調査 平成21年6月

平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）

(2) 報告時期

報告時期は前回同様を目標とする。

（参考）第17回調査 平成21年10月30日（中医協総会）

2. 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第17回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

(2) 抽出率

抽出率は病院及び一般診療所を改善することとし、歯科診療所及び保険薬局については前回と同様とする。

病 院 1 / 5 → 1 / 3

（※特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1 / 1）

一般診療所 1 / 25 → 1 / 20

歯科診療所 1 / 50

保険薬局 1 / 25

3. 調査内容等の変更点

(1) 直近2事業年(度)データの調査

平成23年6月単月調査のほか、平成23年3月末までに終了した直近2事業年(度)の損益状況、従業員の給料等について新たに調査する。

(2) 調査項目の追加・改善

<共通事項>

- 公認会計士又は税理士への外部委託の有無に関する項目
- 給与等の内訳に関する項目
 - ・退職給付引当金繰入額の調査
- 自由記載欄に関する項目

<病院調査票>

調査票の簡素化、調査の効率化を図りつつ入院基本料等に関する項目を拡充する。

- 入院基本料等に関する項目
 - ・療養病棟入院基本料
 - ・結核病棟入院基本料
 - ・精神病棟入院基本料
 - ・専門病院入院基本料
 - ・障害者施設等入院基本料

<保険薬局調査票>

- 薬学管理等に関する項目
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定状況
 - ・居宅療養管理指導費の算定状況

(3) 記入にあたり省略可とする調査項目

青色申告を行った個人立の一般診療所及び歯科診療所については、記入にあたって税務申告上の数字を基礎として転記を行うとともに、以下の平成23年6月分及び直近2事業年(度)分に係る調査項目の記入を省略することができるものとする。

<一般診療所及び歯科診療所調査票>

- ①損益に関する次の項目
 - ・医業収益の内訳(公害等診療収益、その他の診療収益、その他の医業収益)
 - ・介護収益の内訳(施設サービス収益、居宅サービス収益、その他の介護収益)
 - ・医業・介護費用のうち、給食用材料費、減価償却費の内訳
- ②資産・負債に関する次の項目
 - ・流動資産、固定資産、繰延資産
 - ・流動負債、固定負債

4. 集計区分

報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙参照）

①病院

前回と同様に「集計1」の対象施設を「医業・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、「集計1」および「集計2」を行う。

②一般診療所・歯科診療所・保険薬局

前回と同様に「集計2」のみ行う。

集計1：医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計

集計2：調査に回答した全ての医療機関等の集計

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

②入院基本料別の損益状況（月のみ）

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況（月のみ）

⑧保険薬局 調剤報酬等の算定状況別の損益状況（新）

⑨職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等

⑩一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額推移

⑪療養病床を有する病院の損益状況

⑫療養病床を有しない病院の損益状況

⑬損益率の分布

⑭地域別集計（国家公務員地域手当、生活保護、介護保険の3区分）（新）

⑮45度分布図（新）

⑯事業年（度）の分布

(3) 中央値等

平均値以外に、中央値及びヒストグラム分析を行う。

(4) 参考集計

3.(3)の規定に基づき、平成23年6月分及び直近2事業年（度）の調査項目の記入を省略した一般診療所及び歯科診療所の集計については、別途参考として集計を行う。

(5) その他

定点観測的手法を用いた調査については、直近の2事業年（度）データを集計することから集計しないものとする。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

- ① ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
- ② 診療側関係団体の地方支部 HP、広報誌等に医療経済実態調査の周知、回答喚起などの記事を掲載してもらうよう協力を要請する。
- ③ 診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。

なお、診療側関係団体への調査客体名簿の提供は行わないこととする。

(別紙)

集計区分について

区 分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計
病 院	集計 1 (再掲)	集計 2
一般診療所	/	
歯科診療所		
保険薬局		